

岩国市の消費者行政に係る意思表示

岩国市では、昭和 40 年代から市民の皆様からの消費生活相談を受け付けておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日に岩国市消費生活センターを開設し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で問題解決のための助言や各種情報の提供を行っております。

近年、スマートフォンの普及による社会のデジタル化の進展などで生活の利便性が向上する一方、インターネットによる契約トラブルが若者から高齢者まで世代を問わず発生するなど消費者が抱える問題は複雑化・多様化しています。

特に、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者への消費者教育の充実がこれまで以上に求められているところです。

これらの変化に対応すべく、消費生活センターでは身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに、消費者被害の未然及び再発防止のための啓発活動を推進しています。

今後も、市民の皆様が安全に安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指し、地域や関係者の皆様との連携を深め、自立した賢い消費者の育成に、消費者行政の分野からも力強く取り組んでまいります。

令和 7 年 3 月 21 日

岩国市長

